

# 令和7年度 第1回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和7年10月17日（金）

午後 11時15分～12時02分

場所 沖縄県庁9階農林水産部第4会議室

出席者

委員 7名

（会場参加）

立原 一憲 委員 古谷 千佳子 委員 金城 政達 委員

伊波 寛 委員 津波古 優子 委員 宮良 工 委員

事務局職員 3名

井上 顕（事務局長） 米丸 浩平（主任書記）

松崎 遣大（主任書記）

-----

○事務局（井上） 皆さんこんにちは。

それでは、定刻になりましたので議事を進めたいと思います。

まず、議事に入る前に確認を3点お願いいたします。①携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。②発言の際は、議長から指名を受けた上で、ご発言をお願いします。③途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

それでは、ただいまより令和7年度第1回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の出席状況ですが事前に仲村委員、山川委員から欠席のご連絡をいただいております。委員定数8名に対して6名のご出席をいただいております。漁業法第145条第1項の準用規定である第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、委員に変更ありませんが新たに任命されましたので、まず会長と職務代理者の互選を行いたいと思います。特にご意見がなければ、引き続き会長を立原委員に、職務代理者を山川委員にお引き受けいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

（はいという声）

○事務局（井上） なお、本日欠席の山川委員からは、事前に内諾をい

ただいております。

それでは本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規定第6条により、会議の議長は会長があたると規定されております。以後の会議の進行を立原会長、よろしく願いいたします。

**○立原会長** 皆さん、こんにちは。

山梨県と気温差があまりに大きいので、ちょっとびっくりしてますけども、年々沖縄を含めて気温の変動が激しくなっていて、沖縄だけではなくて日本全体で、随分気温の上昇というのが確認されています。内水面の魚たちというのは、気温の上昇には非常に敏感ですので、これからリュウキュウアユも含め、内水面の魚たちがどうなっていくのかについては、非常に憂慮される場所だと思います。

それでは今日の議事に入りたいと思いますが、最初に議事録署名人として、古谷委員と金城委員にお願いしたいと思います。お願いします。

#### **【第1号議案 令和8年度中央省庁提案項目の検討及びアンケートについて】**

それでは議事に入ります。第1号議案として、令和8年度中央省庁提案項目の検討及びアンケートについて、事務局の方から説明をお願いします。

**○事務局（米丸）** はい。それでは事務局からご説明いたします。第1号議案の資料と第1号議案の別添資料のこの2つを使いますので、ご確認ください。

まず議案資料からです。令和8年度中央省庁提案項目の検討であるアンケートについてということで、こちらは毎年の調べものになりますけれども、令和8年度に中央省庁へ提出する提案書（案）についての協議と提案項目に係るアンケート調査への協力依頼に対する回答等について、ご審議をお願いいたします。

2～5ページにかけて、回答についての依頼と提案項目作成にあたっての考え方、また4ページには令和7年度第1回漁場管理対策検討会における意見、5ページにはスケジュールを記載しておりますので、適宜ご確認いただければと思います。なお、締切が10月9日だったんですが、事情を説明して了解いただいております。各県からアンケート等を提出した後、5ページにあります、3番の各ブロック協議会、本県は西日本ブロックに所属しておりますので、佐賀県で11月11、12日に各県からの意見を揉んだ後、最終的には来年、令和8年度に提案行動を実施す

る予定となっております。

1 ページに戻りまして、先に四角に囲ってある概要の方だけ申し上げますけれども、まず提案項目に係るアンケート調査の回答に関しましては、本件内水面漁業の実態がないこともありますので、概ね例年どおりの記載としております。こちらが6～13 ページにありますので、後ほどご説明したいと思います。

2 つ目ですね、中央省庁提案項目素案に係る検討の項目の追加削除や表現の変更等の意見があるかというのですが、こちらも特になしとしております。こちらは後ほど別添資料にて説明したいと思います。

3 つ目、西日本ブロック協議会における照会・協議事項が何かないかなと思ったんですけれども、こちらも特になしとしています。1 ページ一番下の※のところ、鹿児島県の方でもリュウキュウアユが生息しているので、鹿児島県に何か照会できることはないかなと思って内水面事務局に問い合わせをしたんですが、あちらでも漁業調整規則で11月～5月にリュウキュウアユを採捕禁止としているが、調査目的の特別採捕許可の申請が数件あるものの漁業利用の実態はない。そもそも数が少ないので、漁業利用は行われていないとのことでした。あちらの方は鹿児島県指定希少野生動植物にも指定されておりますので、どちらかといえば環境部局の案件になるかなというご意見でしたので、なかなか鹿児島県に照会をかけようにも、水産部局としては扱いが無いというようなお返事でした。

それではアンケート調査への回答ですが、6～13 ページに回答案を掲載しておりますので、ご覧ください。ほぼほぼ昨年と同じなので、赤字の部分、本県で入力したところだけ説明していきますけれども、まず1 つ目、外来生物について。外来生物による被害報告のあった共同漁業権件数について、本県では、内水面の共同漁業権の設定がないことから、全て0で回答しております。その他は特に記載がないので飛ばしまして、8 ページの魚病についても、特に回答はありません。

9 ページ、鳥類による食害対策についてですね。こちらあまり内水面の実態はないんですけれども、本県の場合はクルマエビ養殖関係で被害があるということで、積極的に調査してないんですけれども、自然保護課さんから情報をいただいたりして記入しています。生息数とか被害額については正直把握できていないことから、令和6年と比べて変化なしと回答しています。その下、カワウ対策について、駆除または追い払いを実施してる場合はということで、例年どおりですが、宮古島市で鳥獣被害防止計画というものを策定して、地元猟友会による駆除を行っ

ております。こちらも自然保護課さんから情報提供をいただきまして、令和6年度は4羽駆除の実績があるということで、その旨記載しています。④カワウ広域協議会については、広域協議会に参加しておらず、また参加の必要性までは感じていないと、昨年同様の回答予定です。10 ページに進みまして、鳥類による食害全般の被害報告があった共同漁業権件数に関してもですね、共同漁業権の設定がないことから0で回答しています。カワウ等の鳥類による被害の防止について、林業等、他の業界と協力して行ってる事例があればというものに関しては、昨年同様、沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所の方で、流入河川等における防鳥ネットによるリュウキュウアユ等の食害防止の対策をとっている旨、報告したいと思います。

11 ページに進みまして、漁場環境の保全及び啓発に関してです。内水面漁業を取り巻く環境について、河川流域の生態系、森林、水質等さまざまなケースを含めて問題となっている事例について選択回答願います。こちらは内水面漁業に取り巻く環境についてということなので、なしと、その他として、本県では漁業権に基づく内水面漁業が存在しないと回答したいと考えています。③です。ダム、魚道等、河川工作物等で問題となっている事例については、ダムからの濁水の放出、魚道の機能不全、その他として瀬切れ（伏流による流水量の減少）、リュウキュウアユ保全上の課題としてということ、昨年同様の回答をしたいと考えています。

12 ページに進みまして、ウナギの資源回復についてです。1つ目、こちら共同漁業権設定されておきませんので、0の回答です。②に関してもシラスウナギの採捕はありませんので、なしと回答しています。④、平成30年7月に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しましたが、下りウナギ保護に関して対策を取っていいいますか、ということですが、特に下りウナギの採捕等ありませんので、特に対策について検討していない旨、回答したいと考えています。13 ページに進みまして、⑥です。④で対策について特に検討していないを選択された方について、対策が進まない理由についてですが、その他として、本県では遊漁による漁獲のみで漁業としての採捕の実際はない旨、回答したいと考えています。

アンケート調査の回答案については以上になります。

続きまして2つ目、中央省庁提案項目素案に係る検討ですけれども、別添資料の方で説明したいと思うんですが、昨年度からの変更が赤字になってるんですが、全ての項目で年度の時点修正や軽微な文言の修正の

みですね、内容の変更は全くございません。それぞれのページを見ていただくとわかるかとは思いますが、基本的には令和7年度と同文というふうな提案項目になってます。1年でそこまで課題が解決するわけではないので、そのような感じになったのかなと思いますが、特に昨年と比べて変更はございません。それもありまして、本県からは特になしという旨を回答したいと思いますが、何か追加したいこと等があれば、ご提案いただければと思います。

3つ目ですけれども、西日本ブロック協議会において、他府県や水産庁、全国組織に対して照会や協議したい事項についても、特にないかなと思っておりますが、何かしら協議したいことや照会したいことがあれば、この場でご提案いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

**○立原会長** ありがとうございます。それでは今の説明に関して、何かご質問ご意見ありましたら、挙手をお願いいたします。まあ内水面漁業がない中、なかなか難しいかなと思いますけども。

あと、この1号議案の一番最初の鹿児島県への照会なんですけども、リュウキュウアユは亜種扱いなので、規則はアユにかかってくるので、多分これアユの規定です。

**○事務局（米丸）** いや違います。アユと別でリュウキュウアユも定義されています。

**○立原会長** 別項目でリュウキュウアユがあるんですか。それで11月～5月ですか。

**○事務局（米丸）** そうです。それが11月～5月になってます。

**○立原会長** というと、6月から獲っていいってことなんですか。

**○事務局（米丸）** 獲っていいってことなんですけど、こちらはもう下の指定希少野生動植物種にもなっているのです。

**○立原会長** そうすると、なんかちょっと矛盾しますよね。大丈夫なのかな。アユで規定してるのであればアユと禁漁期間は全く被っているのでもいいのかなと思ったんですけど。リュウキュウアユは基本的には条例で縛ってるはずなので、それで6月からは獲っていいっていうのは、水産課のは大丈夫かな。ちょっと気になったんですけど。

**○事務局（米丸）** やっぱり資源的にも水産利用は全くないということで、この禁止期間中の採捕に関しても、試験研究目的の特別採捕許可申請が数件ある程度で、その他に水産利用はないという回答でした。

**○立原会長** そうですか。ちょっと2つ矛盾してるのかなって気がしたんですけど。わかりました。

その他、何かありますでしょうか。

○宮良委員 11 ページの②っていうのは。

○事務局（米丸） これがですね、②が元々なくて。あちらの振り間違いだと思います。

○宮良委員 なるほど。

○立原会長 その他何かありますか。大丈夫でしょうか。

ないようでしたら、第1号議案はこれで承認とさせていただきたいと思えます。

### 〔第2号議案 リュウキュウアユ委員会指示の終了に伴う関係者への案内について〕

○立原会長 では次、第2号議案として、リュウキュウアユ委員会指示の終了に伴う関係者への案内について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（米丸） はい、それでは事務局からご説明いたします。今回は第2号議案っていう資料と、あとリストを1枚紙でつけていますので、この2枚を使って説明したいと思えます。

リュウキュウアユ委員会指示の終了に伴う関係者への案内についてということで、リュウキュウアユの採捕に係る沖縄県内水面漁場管理委員会指示4第1号については、令和7年9月30日をもって有効期間が終了し、新たな委員会指示を発動しないこととなりました。つきましては、リュウキュウアユの採捕承認関係者に対して周知する必要がありますので、その周知の内容等について、ご審議をお願いいたします。

ということで、枠内に周知すべきだろうと思われる内容を箇条書きにしておりますが、まず1つ目は委員会指示終了に伴う手続き関係です。リュウキュウアユの採捕承認に関しては、本委員会に承認を得る必要はなくなりましたということ。ただ、今後もリュウキュウアユの生息状況に配慮して採捕されたいということ。採捕承認に係る実績報告については提出をお願いしますということと、1つは注意事項として、水産課の所管にはなりますけれども、委員会からの承認は不要ですが、夏場の三枚刺網や電気ショッカーを用いる調査に関しては別途、特別採捕許可申請が必要という旨も案内したいと考えてます。

2つ目です。リュウキュウアユの保護に係る検討状況ですが、水産資源としての利用が見込めないことから、内水面委員会としては委員会指示の継続が困難になりましたが、現在沖縄県希少野生動植物保護条例に基づき希少種指定に向けて、自然保護課と調整中というところで、自然

保護課の方でも引き続き希少種指定に向けた検討を続けていただけると  
いうことなので、その旨もご案内したいと考えております。

裏にお知らせの案を掲載しておりますので、読んでいきたいと思いま  
す。内水面漁場管理委員会会長からリュウキュウアユの採捕関係者あて  
ということで、リュウキュウアユ採捕関係者に関しては、別添のリスト  
に、過去5年間の採捕承認者を抽出しております。立原先生も載ってお  
りますが、これらの関係者に通知をしたいと考えています。リストの方、  
下の※にありますけれども、その他にも沖縄総合事務局北部ダム統合管  
理事務所や沖縄県自然保護課・河川課、リュウキュウアユに関係しそ  
うな部署にも通知したいと考えています。

通知文の方に戻りまして、リュウキュウアユの採捕に係る委員会指示  
の廃止について（お知らせ）ということで、標記のことについて、当委  
員会では、一度は本県で野生絶滅し奄美から再導入されたリュウキュウ  
アユの繁殖保護のため、平成8年から原則採捕禁止とする委員会指示を  
発動し、再び漁業資源として利用することを目指して取り組んできました。  
現在、一部水域においてはリュウキュウアユの定着が見られるもの  
の、水産資源としての利用が見込めないことから、新たな委員会指示の  
発動は行わないこととなりました。つきましては、今後のリュウキュウ  
アユの採捕等について、以下のとおりお知らせします。

ということで1つ目、リュウキュウアユの採捕にあたり、当委員会の  
承認は不要となりますが、今後もリュウキュウアユの生息状況に配慮し  
た採捕にご協力ください。2つ目、沖縄県内水面漁場管理委員会指示4  
第1号に基づく採捕承認を受けた方は、速やかに採捕実績報告書を提出  
してください。※としまして、沖縄県漁業調整規則で禁止された、「三枚  
刺網（6月～9月に行うもの）」又は「水中に電気を通じてする漁法（電  
気ショックー等）」により、水産動植物の採捕を行う場合は、引き続き、  
試験研究等の適用除外（特別採捕許可）を受ける必要があります。とい  
うことは注意書きとして記載したいと思っております。

なお、リュウキュウアユについては、現在、沖縄県希少野生動植物保  
護条例に基づく希少種として指定出来ないか、自然保護課と調整を行う  
など、何らかの形で保護の継続を検討しております。関係者の皆さまに  
おかれましても、リュウキュウアユ保護のため、引き続きご理解とご協  
力賜りますようお願い申し上げます。

といったようなお知らせをお送りしたいと考えておりますが、このこ  
とについてご審議をお願いいたします。

事務局からは以上です。よろしく申し上げます。

○立原会長 ありがとうございます。今の件につきまして、ご意見ご質問ありますでしょうか。

宮良委員。

○宮良委員 あの、私、日本語としてこれでいいのか、よくわかってないんですけど、1行目の再導入というのは「再」、本当は野生種がいて、で（奄美から）導入でいいんじゃないかなと思ったんですけど、わかんないです。

○事務局（米丸） なるほど。そうですね。導入ですよ。

○立原会長 多分これは意図としては、昔いたものをもう一度という意味で、導入にすると外来種と同じような扱いになって、それでつけてるのかなという気がしたんですけど。

○宮良委員 承知しました。大丈夫です。

○事務局（米丸） 資料からそのまま抜いてきたものですから。

○立原会長 1ページの2のリュウキュウアユの保護に係る検討状況なんですけども、これ自然保護課と調整中ということなんですけども、両方とも私がやってるのでちょっと話しぶらいんですけど、自然保護課の方は外来種扱いっていうのを外さないんですよ。それで、県の規定で外来種は保護条例に基づく保護対象としないっていうのがあって、それで多分、二の足を踏んでそのまま。

で、環境省の方が方向転換を今してまして、例えばトキなんかそうなんですけども、一度そこで絶滅したものを再導入した場合、もともとそこにいたもので遺伝的にそれが攪乱されていないのであれば、それは保護対象にするということにしつつあるんですね。あの、色んなところで淡水魚が絶滅してるんですね。そこにせっかく元の所に戻した、地元の人たちが環境を取り戻して戻したのもも保護できないというのはおかしいだろうということで、今方向転換をしつつあって、自然保護課の方は環境省の様子を見ながらということ言ってるんですけど、今の県の規定のままだと、とにかく保護対象にならないということのようです。

ですから、ここは少し何らかのアプローチの仕方を考えなきゃいけないかもしれないですね。

○事務局（米丸） そうですね。

○立原会長 あの、委員の中に、例えば一度沖縄島で絶滅したものを他の島から持ってきても、それは保護対象とすべきでないという意見がすごく強い人が結構いて。というのは一度それをやってしまうとあっちの島にはまだいっぱいいると、そうすると沖縄のものは1回いなくなっても持ってくればいいのでっていう理論が成り立つんじゃないかという

ことで、かなり慎重な方がいっぱいいます、なかなか簡単には多数決をとると負けるという状態だと思います。

特に植物とかはすごくそのイメージが強いみたいで、今野生にいて、それを一旦人が全部取ってしまっても野生絶滅しても、人が持つてものを戻せばいいってことになる、色んなところに規制が掛けにくくなるということのようです。

だから2の項目というのはちょっと簡単にはいかないかなって感じがしています。このあたり、源河区とかそちらの方で何か意見ないですか。

**○伊波委員** あのですね、今、源河小学校の跡地どうしようか、いろんな意見があるんです。リュウキュウアユを戻すいい機会だと私自身は思うんだけど、今おっしゃってるような、どこから持つてくるかというものがネックになってですね、やったら外来種のイメージ付けたらもうえらいことになると、特例ができないのかとか、そういう意見があったではあるんだけど。

やっぱりリュウキュウアユだから、長いこと運動してきて、源河川にアユを戻す会ってというのは昭和の時に出来上がって、でいつの間にか、種の保存はダムの方にあるんだけど、これも利用できない状況が現実なんですよね。リュウキュウアユはもう国関係のダムには陸封化できて常時いるわけですよ。それが何か利用できるようなのが源河もできないのかとかね。

あったら、もう一步前進して小学校跡地もというのは、宮良さんも知ってると思うんだけど、川の駅構想みたいなのが出てきてるんですね。だから、そういうのができたら、活性化にも繋がるしいっぱい雇用にも繋がって、いい環境ができるのかなと。

だから、リュウキュウアユだけじゃなくても、元々いた川の生物の確保ができる状況に今、話が進んでる途中なんですね。そういうのが区民の間でまとまったら、一步前進して、次の段階に踏み込めるのかなと思っている。だからリュウキュウアユはやっぱり、象徴的なものではあるんだけど、将来的には、やっぱり何とか産業に結びつくような段取りが、5年10年とやっていけたら本当にいいのかなと思ってます。以上です。

**○立原会長** 産業化ってということで、少し情報提供すると、ある程度うまくいった奄美が撤退してしましまして。なぜかというとなった人が退職したんですよ。そうするとこういうのって技術論なので、次に技術移管ができないとそこで途絶えるという、そうなるのかと思ったんですけど、突然できなくなりましたよ、リュウキュウアユが。

ずっとそこで作って展示用にも扱っていて、一部どこかに出そうかって話もあったんですけど、その担当者が退職したと同時に暗礁に乗り上げた状態になっていて。それで結局ギリギリの状態で作ってる、ギリギリの状態ってどういうことかという、ある程度技術が要るし持ってる人がやらないと作れないっていう状態のギリギリだったので。

例えば、どっか水産関係の種苗センターとかが作ってるのとはわけが違いますね。すごいいい環境で、少し情報を教えてあげれば次の人に引き継いでも同じようなことができるという状態じゃなくて、かなり個人の特殊技能的に作っていたものが、人がいなくなったらとてもじゃないけどできなくなって、施設を変えてくれっていう要望を上げたら、施設を変える、新しくするお金がないということで、それだったらもうやめてしまえということに今はなりつつあって。

恐らく次の奄美の会議のときには、その話が具体化してくるのかなという感じで、なかなか生物を作るっていうのは、本当に個々の技量によるところがすごく大きくて、なかなかそういうのを引き継ぐってのは難しいなと思いつつながら、じゃあ職員を最初から複数名つけとけばいいじゃないかって思うと、そのお金がなかなか無いんですよ。そうするとその人がいなくなってからそこに新しい人が来ると、もうにっちもさっちもいかないっていう。なかなか難しいなと思いました。

源河の方で、うまくそういうのを将来に渡ってやってくれるのであれば、非常にありがたいことではあると思います。ただ同じことが多分源河でも起きる可能性があるのも、人の養成というのは、将来を見据えるのであれば、うまい引き継ぎというのを考えなきゃいけないのかなっていう気がしています。

その件に関して何か、ご意見ありますでしょうか。

**○事務局（米丸）** 事務局からなんですけど、すいません。ちょっと次の協議事項とも絡むんですけども、やっぱりリュウキュウアユ保護の考え方に関しては色々あると思っていて、採捕制限だけが答えではなくて、これまでのお話を伺っていると、ダム湖にある程度定着をしていて、そこで採り尽くされることはないだろうというような話もありますので、いわゆる採捕制限っていうわけではなくて、普及啓発とか地域振興っていう形で、リュウキュウアユの保護とか増殖に取り組んでいくっていう方法もあろうかと思っています。

なので、周知案の一番下の「なお、リュウキュウアユについては、現在、自然保護課と調整を行うなど、」と書いておりますが、この「リュウキュウアユについては、現在」の後の「沖縄県希少野生動植物」という

ところから「自然保護課と調整を行うなど」までを消して、「何らかの形で繁殖保護の継続を検討しております」というシンプルな記載にしてもいいのかなと考えています。この件についていかがでしょうか。

○立原会長 津波古委員どうぞ。

○津波古委員 すいません。ずれちゃうかもしれないんですけど、まず教えて欲しいのが、沖縄県の希少野生動植物種に指定されると試験用じゃないと捕れないとかそういう縛りができるんですか。

○事務局（米丸） そうなります。はい。

○津波古委員 そうすると、源河川で、種苗作って放流してっていうのも結構、実現難しくなるのかなと。

○事務局（米丸） ちょっと環境部の条例なので細かいことまではわからないですけど、基本的にはやはりその種を増やすとか、あとは試験研究とかそういう目的でないと利用は難しいのかなという気はしています。お役所的で申しわけないんですけど、やっぱりその中には、しっかりどういう計画でやるのかとかいう申請手続も含まれるので、ある程度文章力、事務ができる方でないと、最初のハードルがそこにあるかなと思うので。もし絶滅の心配が今そんなになくて、どちらかというところと普及啓発とか地域振興したいというのであれば、採捕制限というよりはそちらの方向で関係課と協議していくっていう考え方もあるのかなと思っております。

○津波古委員 そうですね。種の保存法でいうと保護増殖事業種の対象にして初めて、現地で増やして放流っていう事業もできる決まりって理解しています、保護条例で。

○事務局（米丸） そうですね。一般的には採捕ができなくなるので、増やすとかそういう目的以外ではなかなか採捕は難しくなるかなと思います。

○津波古委員 今まで水産資源として採捕しますとかっていうよりも、もっとハードル上がっちゃうんですかね？

○事務局（米丸） ハードルは上がると思いますね。その希少種に指定されてしまうと、その段階で水産利用ということはありえなくなると思いますので。

○津波古委員 もう1個だけ。リュウキュウアユっていう生き物自体が弱いんじゃないかと、リュウキュウアユが生息できない環境が整ってないっていうのは、多分一番大きい問題じゃないかなと。

特別脆弱な生き物ではないのかな、すごく生息環境を選ぶってこともないので、自然保護課さんもそうですけど、私としては、河川課さんと

もっとリュウキュウアユだけじゃなくて、関連する生き物とかも生きやすい環境を整えましょうっていう方向で、話し合いとか教育とかっていうのはできないかなと思いました。

**○立原会長** そもそも、沖縄のリュウキュウアユはそれが最初の理念だったんですよね。目的として。

沖縄の内水面で絶滅してるのはリュウキュウアユだけなんで、要するに、一旦絶滅したリュウキュウアユが戻れるような環境を整えれば、全ての魚類を守れるだろうというのが、一番最初の旗印だったんですけど。

最初のうちは結構、河川課とかも入っていろんなことをやっていたんですけど。代が替わるに従って段々そのパイプは無くなっていったという感じかもしれないです。昔は諸喜田先生が強力に全てを束ねていたんですけど、ああいう人がいなくなるとなかなか全部を束ねることが難しくなってきたるってのが現状じゃないでしょうか。

どうぞ。

**○宮良委員** あの、個別の話をしてもらってもじゃああれはどうなんだこれはどうなんだってなっちゃうし、折り合いつかないので、種の保存法というのは自然保護課さん、環境省さんをお願いすればいいんでしょうけど。

県の産業振興、水産課の仕事じゃないかもしれないんですけど、そもそもマスタープランで、県の振興に対して農林水産業とかの中で産業を誘発していこうというような話っていうのがそもそも無い限り、何を言っても結局、個別の事業の話になってしまう、法の壁の話になってしまうし、やっぱりそこは沖縄県としての意思、ちょっと政治的な話になっちゃうかも知れないんですけど、ていうのが必要なのかもしれないなと思います。

その中で、産業振興、北部は川と海でやっていこうといったときに、やっぱり水産資源をもう少し増やして資源化していこうという方向の中で、じゃあ保護しようっていう話にしかないんだらうと。水産資源として保護しようという話でしたら、また元に戻っちゃうんですけど、そこがないと多分、どっちも立たないです。自然の保護で、全くその水産利用ができなくなるって話とか。まあ、ここで議論する話ではないですが。そんな意見です。

**○立原会長** もうこれは最後の議題ですね。

**○事務局（米丸）** そうですね。

#### **【協議事項 1 沖縄県内水面漁場管理委員会の今後の活動について】**

**○立原会長** じゃあついでに、その説明を先にお願ひします。

○事務局（米丸） わかりました。では第2号議案はちょっと保留ということで、先に協議事項1の説明をしたいと思います。

沖縄県内水面漁場管理委員会の今後の活動についてということで、1枚紙をご覧ください。令和7年9月末をもってリュウキュウアユの採捕に係る委員会指示も終了し、当委員会として扱う案件も無くなることから、当委員会を廃止し、内水面に係る事項は海区漁業調整委員会に引き継ぐ予定としています。つきましては、当委員会の今後の活動について、ご協議をお願いいたします。

まず1つ目は、リュウキュウアユに関してですね。これもちょっとまだあまり進んではいないんですけど、当委員会におけるこれまでの取組の整理を行いたいと考えております。その他、今後のリュウキュウアユの保護に係る関係先との調整ということで、関係先としては自然保護課、河川課、北部ダム統合管理事務所とか環境省の出先もあると思うので、そちらも入ってくるかなと思うんですけど、方向性としては、先ほどもちょっとお話をしましたが、採捕制限をどこかしらで続けていくという方向なのか、それとも普及啓発とか地域振興とかっていう方向で進めていくのか、その辺に関して皆さんのご意見を伺えればと思っております。

2つ目が、沖縄県内水面漁場管理委員会です。こちらは大体事務局で進めていく内容にはなりますけれども、当委員会のこれまでの活動の整理、1の整理と被るところもあると思いますけれども、を行っていくということと、海区漁業調整委員会への引継ということで、どのような内容を引き継ぐべきなのかということと、あと海区委員会の方にも引き継ぎますよという調整を進めていかないといけないと考えております。委員会を廃止するための手続きとしましては、まず法規的な部分でですね、当委員会に関連する規則や条例の改正が必要になってきます。水産庁とは、法改正も含めてどのような手続きが必要なのかという確認を取っていかないとはいけません。全国組織、全国内水面漁場管理委員会連合会の方では、各都道府県の内水面委員会が所属していると思うんですけども、仮に本県で内水面委員会を畳んだ場合、沖縄県が脱退という扱いになるのか、それとも海区委員会で連合会の事項まで扱っていくという方向になるのか、この辺も皆さんとしてはどうしたほうがよいか、ということも伺いながら、連合会と調整を進めていければと思っております。

その他として、大したことではないんですが、これもやらないといけないことで、公文書管理規程の作成及び公表というものがございます。沖縄県の公文書等の管理に関する条例というものが、来年度、令和8年

4月1日に施行されることに伴いまして、当委員会でも今年度末までに公文書管理規定を設ける必要があります。

で、この規定は海区漁業調整委員会でも同様に作成する必要がありますので、あちらは月に一度委員会を開催してますので、あちらで作成した案と同様の規定として、当委員会でも年度内にもう一度委員会を開催した上で承認得たいと考えております。

協議事項の説明は以上です。

**○立原会長** ありがとうございます。

今の件に関して、何かご意見ご質問ありますでしょうか。

**○伊波委員** あります。矛盾するかもわからないんですけど、もしです、ね、もしの話したら怒るかな。

旧源河小学校の跡地利用の内容で、今、名護市が考えてるんだけど、区としては、やっぱり何らかの形で源河川に関わるのを設置したいという内容で、区民からもいっぱいああした方がこうした方がいいという意見が出ていて、ある方から川の駅構想みたいなのが出てきたんですよ。今、そういう構想の中で何を具体的にするかと言ったら、やっぱり象徴であるリュウキュウアユが住める河川にしたいという意見があって、それによって他の生物もまた増えてくるだろうというのが内容で。

この川の駅構想というのは例がないはずだけど、中心になる人がいて進められてたら、5年先10年先には雇用にも繋がってきて、活性化に繋がってきて、産業も興せるんじゃないかなと期待があるわけです。

私の方も70過ぎたし、自分のことで精一杯なんだけど、一応そういうのが設けられる場所にだったらいいよという内容でね、委員会の中で立ち上げてもらえるような内容で今進めてるところなんです。

だから、皆さんは、難しい話なんだけど、ちょっと矛盾だらけなのかなというのもあるんだけど、もし実現したらぜひ、推し進めていきたいなということですね。以上です。

## **【第2号議案 リュウキュウアユ委員会指示の終了に伴う関係者への案内について】**

**○立原会長** ちょっと前に戻りますけど、これって、ここで承認する必要がありますか。

**○事務局（米丸）** そうですね、承認いただければ通知をしたいと思えます。

**○立原会長** ちょっと一つ前に戻って、先ほどのリュウキュウアユ採捕関係者あてということで、1つ提案が出てたのが、一番下の段の、現

在、「沖縄県希少野生動植物保護条例に基づく希少種として指定出来ないか、調整を行うなど」のところを変えるかどうかという提案が先ほどありましたけれども、どうでしょうか。

○伊波委員　　お願いします。

○立原会長　　そうしますか。事務局案でいいですか。

○事務局（米丸）　必ずしも希少種指定を目指すというわけではないのであれば。

○立原会長　　ちょっと濁しておいて、両方いけますよみたいな形の提案だったと思うんですけども、それにして、その他のところはこの内容で。先ほどの項目のところを事務局の提案にして、この案を了承するというところでよろしいでしょうか。

（はいという声）

○事務局（井上）　じゃあ確認でちょっと文章を読み上げたいと思うんですけど。

○事務局（米丸）　はい、提案の部分を読み上げます。なお、リュウキュウアユについては、現在、何らかの形で保護の継続を検討しております。関係者の皆さまにおかれましても、リュウキュウアユ保護のため、引き続きご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

○立原会長　　という文言に変えるということで、よろしいでしょうか。

（はいという声）

○立原会長　　じゃあその文言に変えた状態で了承ということにしたいと思います。その他、全体で何かご意見ご質問ありますでしょうか。

それでは今日の議事はこれで全部終了ということで、最後に付帯決議ですけれども、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任する、ということでお願いいたします。それでは事務局の方にお戻りいたします。

○事務局（井上）　はい。立原会長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆さんにおかれましても、お忙しいところのご参加ありがとうございました。

事務局から次回の日程についてアナウンスいたします。令和7年度第2回委員会は今年度中に一応開催を予定しております。日程がちょっとまだ不明ですけども、追って調整させてもらいたいと思います。次回はウェブを併用した開催を予定しております。ご都合に合わせてご参加よろしくをお願いいたします。

最後に質問や確認事項がございましたら、発言の方よろしくをお願いいたします。はい。ありがとうございました。

今後ちょっと、手探りになりながら進めるところがありますけども、これをもちまして、第1回沖縄県内水面漁場管理委員会を終了させていただきたいと思います。どうも、ありがとうございました。これからもどうぞよろしく願いいたします。

(お疲れ様でした)